

130 一人を(斬)きり、人を(殺)ころし候(返報)へんほうとして、おなし国の者、た(他国)こくに(拘)て相か、へられ、又(討)はうたる、事あらは、根本おかし候(犯)つみのやからを(罪)尋(探)さくり、せいはいを(成敗)くわふ(加)へきなり。

一人を斬ったり、人を殺したりした報復として、同じ国の(無関係の)者が他国で拘束され、または殺害されることがあれば、原因となつた犯罪者を捜索し処罰する。

130 条 殺傷事件の報復として伊達領国の者が他国で危害を加えられた場合の対応を定めた条文。127～129 条は質取り(債権・債務関係)の問題であるのに対し、本条・131 条は武力報復の問題。塵芥集では両者をいちおう区別している。細川政元定書案(『中世法制史料集』第四卷、武家法Ⅱ、二二五号)でも「或死レ於レ人、或国質・所質と号荷物を留メ」とあり、殺害と債権・債務関係を別にしている。研究上は刑事的な報復と債権の回収を厳密に分けず「質取り」で一括している。

人を斬り、人を殺し 斬殺の意ではなく、刃傷と殺害(131 条も同じ)。

根本犯し候罪の族 中世語の「張本」にあたる。他国人を刃傷・殺害したのは伊達領国の者。

尋ね探り 129 条にも「科人を尋ね探り」の表現がある。犯罪者を捜索する主体は被害者集団の可能性もある。

131 一人に(斬)きられ、人に(殺)ころされ候返報として、た(他国)こくのものを(理)つくさす(尽)うつ事、これ有へからず。かくのことくのさたあるのときハ、てきのくに(敵)の(国)人をか、へをき、しゆこ所へ(拘)ひろう(置)いたすへし。

然(しかる)におかし候(罪)つミのともからを、てきの国にて成敗(敵)のしせうまきれなくハ、かのか、へをき候人(急)をいそきもとの国へあひかへすへきなり。

一 人に斬られたり、人に殺されたりした報復として、他国の者をしっかりと糾明せずに殺害することとはあつてはならない。このような事案があつたときは、相手国の人を（誰でも良いから）拘束し、守護所（伊達家）へ報告せよ。しかし、罪を犯した者を相手国で成敗した証拠が明らかならば、その拘束した人を急いで国元へ返せ。

131条 殺傷事件の報復として伊達領国の者が他国の者をむやみに殺害することを禁じた条文。前条が伊達領国の者が他国で報復されるケースであるのに対し、本条は伊達領国の者が他国の者に殺され、他国の無関係な者に伊達領の者が報復するケース。両者を比較すると、伊達家には他国人への報復を抑止しようとする姿勢が見える。

他国のもの理を尽さず討つ事 原因が殺人なら被害者集団は報復として殺すだろうが、刃傷だけでも過剰報復で討つことはある。

敵の国 敵の国は被害者側（伊達領国側）からみた表現で他国と同じ（頭注）。とくに伊達家との政治的な対立関係はなく、相手国と訳す。

拘へ置き 拘束するのは守護所に披露する主体と同じで被害者集団。

成敗の支証 科人を成敗するのは相手国。死刑の場合、科人の首級を相手国側が伊達家に送ってくれば、処刑がなされた確かな支証になる。追放刑の場合、相手国が伊達領国内に科人（あるいは解死人）を引き渡せば支証になる。

もとの国へ返すべきなり 伊達領国の者が他国人に殺されても、あくまで他国人を拘束したあと、守護所を通して相手国との交渉に入る。その後の具体的な交渉手続きは規定されておらず不明。いづれにしても他国人を伊達領国側で無分別に殺害せず、あくまで他国人を交渉材料として他国との交渉に持ち込もうとする姿勢は一貫している。

132 一 (合戦場) (味方) (討) かつせんはにて、ミかたにうたれ候とも、うちしにとうせんたるへきなり。

一 戦場で味方に討たれたとしても、討死と同様に扱う。

132 条 戦場での同士討ちについての条文。立法の背景に報復の問題と恩賞の問題の二種が考えられ、条文排列上、前者を重視していると思われる(頭注)。味方同士の怨恨が報復に発展してしまうのを警戒していることは確かだが、一方で恩賞の問題(戦死に対する褒賞・補償)も無視できない。

味方に討たれ 敵味方が入り乱れている戦場では、厳密に同士討ちか否かは区別できないはず。刀傷や矢傷では敵味方はわからず、同士討ちかどうかを検討しても結論が出ないだろう。周囲の者の証言や矢についた名前・印があれば証拠となるか。

討死 討死が恩賞対象となれば、味方に討たれても死に損ではない。討つた者に報復するのは許されないが、恩賞を求めることは認められている。討死した遺族が伊達家に恩賞を求め、遺族が取り立てられることはあり得る。